

改 正 案

現 行

第二十四条から第二十七条の三まで 削除

（軽微な変更）

第二十四条 法第十二条の二第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 保証社員である旅行者の旅行業約款にあつては、次に掲げる事項の変更
 - イ その所属する旅行業協会の名称又は所在地
 - ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額
- 二 保証社員でない旅行者の旅行業約款にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更
- 三 保証社員でない旅行者が保証社員となつた場合における前条第七号に掲げる事項を同条第六号に掲げる事項に改める変更
- 四 保証社員である旅行者が保証社員でなくなつた場合における前条第六号に掲げる事項を同条第七号に掲げる事項に改める変更

（取引条件の説明）

（削る）

第二十五条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 企画旅行を実施する旅行者（以下「企画者」という。）の氏名又は名称
 - ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨
 - ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程
 - ニ 旅行者が旅行者等に支払うべき対価及びその收受の方法
 - ホ 旅行者が二に掲げる対価によつて提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容
 - ヘ 二に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの
 - ト 企画旅行（参加する旅行者の募集することにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回つた場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
リ 契約の変更及び解除に関する事項
又 責任及び免責に関する事項

ル 旅行中の損害の補償に関する事項
ヲ 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格

ク 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報
ニ 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称
ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨

ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項
ニ 前号ハからへまで及びチからワまでに掲げる事項

三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

第二十五条の二 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める場合は、旅行者等が対価と引換えに法第十二条の五に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

（書面の記載事項）

第二十五条の三 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）

ニ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

（削る）

（削る）

ホ 第二十五条第一号八からワまでに掲げる事項

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第二十五条第一号八からへまで及びチからワまで、同条第二号八並びに前号八及び二に掲げる事項

三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第二十五条第一号二及びホに掲げる事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十五条の四 法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織（旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条の五第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記載された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載

以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載

以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載

以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載

以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載

（削る）

(削る)

2) 事項を記録したものを交付する方法
前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日(同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日)を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十五条の五 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2) 令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 第二十五条の四第一項第二号に掲げる方法

(書面の交付を要しない場合)

第二十六条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める場合は、法第二十一条第九号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

(削る)

(書面の記載事項)

(削る)

第二十七条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 第二十五条第一号八からトまで及びリからワまで並びに第二十五条の三第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ 契約締結の年月日

ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画者との連絡方法

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結した旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第二十五条第一号八からへまで及びリからワまで、同条第二号ハ、第二十五条の三第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十七条の二 法第十二条の五第二項の国土交通省令で定める方法は、第二十五条の四第一項に掲げる方法とする。

2 第二十五条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

(削る)

第二十七条の三 第二十五条の五第一項の規定は令第二条において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十五条の五第二項の規定は令第二条において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。

(広告の表示方法)

第二十八条の二 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあつては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること

(削る)

第二十九条及び第三十条 削除

- 二 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第二十九条 法第十二条の七の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 二 旅行の目的地及び日程に関する事項
- 三 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- 四 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- 五 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- 六 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 法第十二条の四に規定する取引条件の説明を行う旨(第二十五条第一号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。)

(誇大表示をしてはならない事項)

第三十条 法第十二条の八の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- 二 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- 三 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- 四 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- 五 旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- 六 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- 七 旅行者に対する損害の補償に関する事項
- 八 旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十七条の五 法第十二条の二十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

(削る)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十七条の五 法第十二条の二十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 (略)

(禁止行為)

- 第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 旅行者が旅行者等に支払うべき対価又は旅行業務の取扱いの料金を不正の手段により形成する行為
 - 二 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

(手数料)

第四十一条 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならぬ。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3 (略)

(身分証票の様式)

第五十七条 法第二十六条第五項の身分を示す証票の様式は、第十六号様式とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 (略)

(禁止行為)

第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為とする。

(手数料)

第四十一条 令第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修申請書に収入印紙をはつて納めなければならぬ。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3 (略)

(身分証票の様式)

第五十七条 法第二十六条第三項の身分を示す証票の様式は、第十六号様式とする。

